



2025 年 J M R C 関東 ダートトライアルフェスティバル

J A F 公 認 準国内競技
クローズド競技（併設開催）

特別規則書

公示

本競技会は一般社団法人日本自動車連盟（J A F）公認のもとに国際自動車連盟（F I A）の国際モータースポーツ競技規則に準拠した J A F 国内競技規則及び同付則、ならびにスピード競技開催規定及び本競技会特別規則書により準国内格式およびクローズド格式で開催される。

開催日程 2025 年 12 月 14 日（日）

開催場所 丸和オートランド那須

オーガナイザー ACTIVE

運営協力 J M R C 関東ダートトライアル部会

第 1 条 大会名称

2025 年 J M R C 関東ダートトライアルフェスティバル

第 2 条 競技種目

J A F 公認ダートトライアル

第 3 条 格式

J A F 公認準国内競技（クローズド競技併設）

第 4 条 開催日

2025 年 12 月 14 日（日）

第 5 条 開催場所

丸和オートランド那須

第 6 条 オーガナイザー

A C T I V E 代表者：清島 康伸

第 7 条 大会組織委員会

組織委員長 古沢 和夫（栃木）

組織委員 関口 公二（茨城） 石井 博（千葉）

河西 賢二（神奈川） 宮崎 秀樹（長野）

梅沢 三朗（群馬） 横倉 正道（東京）

第 8 条 大会審査委員会

審査委員長 福本義朗（NDC-東京）

審査委員 坂本 光

第 9 条 競技委員

競 技 長 梅沢 三朗（副）石井 博

コース委員長 佐藤 英明（副）阿部 道雄

計時委員長 桑野 光（副）板倉 麻美

技術委員長 小池 克弘（副）石井 文雄

救急委員長 宮崎 秀樹

事務局長 関口 公二

第 10 条 参加車両

本競技に参加できる車両は、2025 年度国内競技車両規則『第 3 編 スピード車両規定』に適合した車両とする。

第 11 条 参加クラス及びクラス適合車両等の区分

【J A F 公認部門】

＊過給装置付きエンジンは排気量に対し 1.7 倍とみなす。

＊全ての車両は、J A F スピード車両規定に準じた 6 点式以上のロールバーの装着を義務付ける。

＊全ての車両は、4 点式以上の安全ベルトの装着を義務付ける。

N1500&PN1

気筒容積 1500cc 以下の 2 輪駆動の N 車両で排ガス規制平成 12 年規制以降の適合車両、及び気筒容積 1600cc 以下の 2 輪駆動の PN 車両とし、A E 車両を含む。

N1&PN2

2 輪駆動の N 車両及び気筒容積 1600cc 以下の 4 輪駆動の N 車両とする。気筒容積 1600cc を超える 2 輪駆動（FF）の PN 車両。

PN3

気筒容積 1600cc を超える 2 輪駆動（FR）の PN 車両。

N2

気筒容積 1600cc を超える 4 輪駆動の N 車両。

S1

2 輪駆動の S A , S A X , S C , B , D 車両とする。

S2

4 輪駆動の S A , S A X , S C , B 車両とする。

D

4 輪駆動の D 車両とする。

【クローズド部門】チャレンジクラス

*全ての車両は、4点式以上のシートベルト及び6点式以上のロールバーを義務付ける。

CHA1 2輪駆動で排気量区分無しすべての車両。

CHA2 4輪駆動で排気量区分無しすべての車両。

第12条 参加資格（競技運転者）

- 1.公安委員会発給の普通自動車運転免許以上の所持者であること。
- 2.公認部門参加者は JAF 発給の競技運転者許可証（2025 年度国内B以上）の所持者とする。
- 3.クローズド部門は JAF ライセンス未所持者、またはライセンス所持者であっても過去、JAF 全日本選手権、地方選手権に参加した実績のない者であること。
- 4.満 20 才未満の競技運転者は、参加申込に際し親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

第13条 参加制限

- 1.参加受付台数は、150 台までとする。
- 2.同一競技運転者は、1 クラスのみの参加が許される。
- 3.同一車両による 2 名までの参加を認める。
但し、クローズド部門の同一車両による参加人数は 3 名までとする。

第14条 参加申込み及び大会事務局

1.参加申込と締め切り

参加申込書および参加料を 12月5日（金）迄に大会事務局に提出すること。

2.参加申込書の提出

次の何れかで提出すること。

A：QRコードからWEB申し込み（推奨）



B：qym81283@biglobe.ne.jp までメール添付

※添付するデータは、申込書を撮影した画像データではなく、入力したデータを PDF 様式でご提出ください。

C：〒321-0973

栃木県宇都宮市岩曽町 1303 清島康伸 まで郵送

3.参加料

公 認 部 門 1 エントリー（1 名）18,000 円

クローズド部門 1 エントリー（1 名）10,000 円

【現金書留で郵送する場合】

〒321-0973 栃木県宇都宮市岩曽町 1303 清島康伸

【振り込みを希望の方】

振込先: みずほ銀行 宇都宮支店（普）1 3 3 5 1 2 8

キヨシマ ヤスノブ

4.参加受理及び拒否

参加受理は、12 月 5 日に自動的に参加受理となります。受理書の発送は行いません。不受理者のみ通知いたします。尚、オーガナイザーは、理由を明示することなく、参加を拒否する権限を有する。この場合の参加料は申込者に返金する。（不受理及び参加受付期間の参加取消しは、事務手数料 2,000 円を差し引いて返金される。）

ただし、参加受理 12 月 5 日後の参加取り消しは返金されない。

5.招待選手と大学生割引

2025年の JMRC 関東シリーズで各クラスのシリーズチャンピオン(チャレンジクラスを含む)は招待選手とし参加

料が免除される。また、30 歳未満の大学生を対象とし、参加申込時に学生証のコピーを添付した場合に限り 2,000 円を割引く事とする。

第15条 タイムスケジュール

ゲートオープン 6：30

参加確認受付 6：40～7：30

車両検査 6：50～7：45

フリーフィング受付 7：50～8：00

ドライバーズフリーフィグ 8：00～8：20

（2025年度の各クラスシリーズチャンピオン表彰式を含む）

競技コースオープン 8：20～9：05

第1ヒート 9：20（予定）～

第2ヒート 第1ヒート終了50分後

表彰式 第2ヒート終了30分後予定

第16条 スタート

- 1.スタート方法は、ランニングスタートとする。
- 2.スタート合図は、日章旗を使用する。

第17条 計 時

- 1.計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時に開始、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2.計時は、自動計測機器を使用する。1/1000 秒計測。万が一に主計時の自動計時機器に故障等が生じた場合に限り副計時の計測結果を成績とする。
- 3.コース内マーカーを設定した場合、接触してマーカーが転倒又は移動した場合、1 本 5 秒のペナルティーを加算する。

第18条 信号合図

- 日 章 旗-----スタート合図
- 赤 旗-----直ちに停車せよ
- 黒 旗-----ミスコース
- 黄 旗-----パイロン移動、転倒または脱輪
- 緑 旗-----コースクリアー
- チェッカー旗・・・ゴールイン

第19条 成績の決定

- 1.走行は2回行い、ベストタイムの好記録順を上位とする。
- 2.ベストタイムが同じ場合は次の順で上位を決定する。
 - ① セカンドタイムの好記録順
 - ② 気筒容積の小さい順
 - ③ 競技会審査委員会の決定による順

第20条 成績無効

- 1.スタート合図後10秒経過してもスタートしない場合は、当該ヒートを無効とする。
- 2.コース委員の信号合図の無視は、当該ヒートを無効とする。
- 3.スタート後に他の人の援助を受けて走行した場合、当該ヒートは無効とする。

第21条 失格規定

- 次の行為をした場合、参加者及び競技運転者は、その競技会を失格とする。
 - 1.競技役員の重要な指示に従わなかった場合。
 - 不正行為をした場合。
 - 2.コースアウト等で、当人以外の人及び物に損害を与えた場合。
 - 3.車両検査後、車両保管までの間に、技術委員の承認を得ずに競技車両を変更、改造した場合。

- 4.競技長の承認を得ず車両検査後に競技車両を場外へ出した場合。
- 5.2025年度 JAF 国内競技車両規則に違反した場合。

第22条 車両の変更

車両の変更は、正式受理後は原則として認めないが、参加車両にやむを得ない事情がある場合、同一部門、同一クラスに限り参加 確認受付終了までに申請が有れば、競技会審査委員会の承認を得て変更ができる。

第23条 ゼッケン等

- 1.当該年度の JMRC 関東シード選手は指定のシードゼッケンが各自で用意し貼付するものとする。
- 2.参加車両は公式車両検査までにオーガナイザーが指示したゼッケンを所定箇所に貼付しなくてはならない。

第24条 車両検査

- 1.車両検査は、指定された時間に受けなくてはならない。車検を拒否した者の出走は認めない。
- 2.技術委員長は、不適当と判断した箇所については修正を命ずる事が出来る。修正を命じられた車両は修正後に再車検を受けなければならない。
- 3.車検終了後は、タイヤの交換、プラグ交換等の軽微な作業を除き変更及び交換作業は、技術委員長の承認を得なければならない
- 4.技術委員長は、車両検査時間外であっても必要に応じて車検を実施する事が出来る。
- 5.競技終了後に入賞車両の再検査を行う。この場合の分解、組み付け、必要な工具、部品等の経費は、参加者の負担とする。
- 6.再車検を拒否した者は、失格とする。

第25条 競技コース

- 1.ウォーミングアップ走行を実施する。
 - 天候等により中止する場合がある。
- 2.競技コースは競技会当日の発表を最終とする。
- 3.全クラス同一の競技コースとする。
- 4.競技会途中競技コースに散水する場合があるが降雨扱いとする。

第26条 抗議

- 1.参加者及び競技運転者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議することが出来る。但し、本特別規則に規定された参加拒否及び審判員の判定に対しての抗議は受け付けられない。
- 2.抗議を行う時は必ず書面により理由を明記、抗議料として1件につき21,200円を添え競技長に提出しなければならない。
- 3.競技会審査委員会の裁定結果は、当事者に口頭で伝えられる。
- 4.抗議料は、抗議が成立した場合のみ返還される。
- 5.車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は、抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わなければならない。この際、車両の分解等に要した費用は技術委員長が算定する。
- 6.コース委員の判定及び計時装置に関する抗議は受け付けない。

第27条 抗議の時間制限

- 1.技術委員の決定に対する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 2.競技中の過失又は、反則に対する抗議は、その競技の終了後30分以内とする。

3.競技の成績に関する抗議は、その暫定結果発表後 30 分以内とする。

4.その他の抗議の時間制限については国内競技規則に準拠する。

第28条 損害の補償

1.参加者及び競技運転者は参加車両及びその付属品が破損、紛失、盗難等の場合、理由の如何に問わず、責任は各自が負わなければならない。

2.参加者、競技運転者、ヘルパー、ゲストはJAF及びオーガナイザーの大会役員、競技会役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承していなければならない。即ち、大会役員、競技役員がその役務に最善を尽すことはもちろんであるが、もし、その役務遂行によっておきたものであっても、参加者、競技運転者、ヘルパー、ゲスト、観客、大会関係者の死亡、負傷、車両損害に対しては一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第29条 競技会の延期、中止または短縮

1.保安上または不可抗力による特別の事情のある時は、競技会審査委員会の決定によって競技会の延期、中止又は走行距離、競技回数を変更、又は短縮することができる。

2.競技会の延期又は中止の場合には参加料は返還される。但し、天災地変の場合はこの限りではない。

第30条 参加者及び競技運転者の遵守事項

次の事項を守らない参加者及び競技運転者は、その競技会を失格とする。

1.全ての参加者は本特別規則書に記載されている契約の事項に従い、明朗かつ公平に行動し、言動を慎み、スポーツマンシップにのっとったマナーを保たなければならない。

2.競技中、又は競技に関係する業務についている時は薬品な

どによって精神状態をつくろったり、飲酒してはならず、許された場所以外で喫煙してはならない。

3.オーガナイザーや大会後援者、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。

4.パドック内は全て 10 km/h 以下で走行し、いかなる場合においてもブレーキテストや極端な空吹しは厳禁とする。

5.競技走行中はヘルメット、安全ベルト、レーシンググローブを着用すること。

6.競技用ヘルメットは JAF 国内競技車両規則付則の「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」を参照すること。

7.競技走行中は運転席側の窓を全閉にすること。

8.エンジン始動中のジャッキアップは、リジットジャッキ(通称ウマ)を用いドライバー又はメカニックが乗車すること。

第31条 保 険

1.競技運転者は本競技会に有効な傷害保険（共済制度を含む）等に参加すること。

第32条 賞 典

1.公認部門の各クラス1位～3位に JAF メダル。
(全クラス1位～6位迄を順位賞として表彰するが賞金は各クラスの30%をこえないものとする。)

2.地区別対抗賞を設定する。(CHA クラスは含まない)

1 位 (賞金 5 万円)

2 位 (賞金 3 万円)

3 位 (賞金 2 万円)

4 位～6 位 (賞品)。

第33条 本規則の解釈及び違反

1.本特別規則及び競技に関する諸規則（公式通知を含む）の

解釈に疑問が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

2.本特別規則に対する違反の罰則は、競技会審査委員会が決定する。

第34条 本規則の施行及び記載されていない事項

1.本特別規則は、本競技会に適用されるもので、本競技会の参加申込み受付開始と同時に有効となる。

2.本特別規則書に記載されていない事項については、JAF 国内競技規則及び FIA 国際モータースポーツ競技規則に準拠する。

3.本規則発行後、JAF において決定された事項は全ての規則に優先する。

以上、 大会組織委員会